

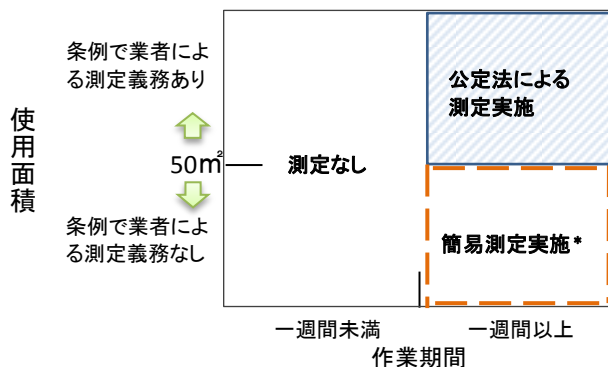
解体等工事における大気中石綿濃度測定現場数(大阪府所管)

- 平成24年度に不適正事案が発覚した後、条例で業者による測定義務のあるもので石綿除去作業が1週間以上の全ての工事について公定法による測定を実施している。

年度	現場数	測定方法	
		法	条例
平成21年度	14	14	0
平成22年度	15	15	0
平成23年度	13	13	0
平成24年度	29	25	4

大阪府の大気中石綿濃度測定の実施について(平成25年度)

大気汚染防止法に基づく届出の場合
(吹付け石綿、石綿含有断熱材、石綿含有保温材、石綿含有耐火被覆材)



大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく届出の場合
(石綿含有成形板)



* 簡易測定は平成25年度より試行的に実施